

令和5年12月20日

宗像市議会
議長 神谷 建一 様

総務常任委員会
委員長 井浦 潤也

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第60号議案 宗像市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

公職選挙法の規定に基づき、宗像市の議会の議員及び長の選挙における公費負担の対象に選挙運動用ビラの作成費用を追加するため、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 現在の公費負担対象は、選挙運動用自動車の使用に要する費用とポスターの印刷費用の二つであるが、近年の投票率低下の状況や公職選挙法改正の趣旨も踏まえ、投票率向上の一つの方策として、有権者が候補者の政策等を知る機会の拡充を目的に、公費負担対象にビラの作成費用を追加する。
- 2 選挙ごとの単価と上限枚数は、公職選挙法及び公職選挙法施行令に沿って定めており、市長選挙、市議会議員選挙ともに1枚当たり単価7円73銭である。市議会議員選挙における上限枚数は4,000枚であり、1人当たりの公費負担上限額は3万920円となる。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第61号議案 宗像市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

第63号議案 市長等の給与及び旅費に関する条例及び宗像市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

この2議案は、令和5年の人事院の職員の給与の改定に関する勧告を受け、条例の一部を改正するものである。関連があるため、一括して審査を行った。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 職員の初任給、若年層の職員に重点を置いた給与の引上げを行う。行政職給料表は平均で1.1%の引上げとなる。
- 2 一般職の勤勉手当及び期末手当を令和5年12月は0.05月分引き上げ、令和6年度以降は6月と12月をそれぞれ0.025月分引き上げる。再任用職員及び任期付短時間職員の勤勉手当及び期末手当を令和5年12月は0.025月分引き上げ、令和6年度以降は6月と12月をそれぞれ0.0125月分引き上げる。
- 3 三役及び議員の期末手当を令和5年12月は0.1月分引き上げ、令和6年度以降は6月と12月をそれぞれ0.05月分引き上げる。
- 4 職員分は給料等合計で6,839万円、三役分は期末手当と共済費で28万4千円、議員分は期末手当で102万4千円程度の増額となる。
- 5 テレワークの実施に係る光熱水道費等の職員の負担軽減の観点から、在宅勤務等手当を新設する。

[第61号議案]

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

[第63号議案]

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

第62号議案 宗像市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するに当たり、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

地方自治法の改正により、会計年度任用職員に対し、令和6年度から勤勉手当を支給する。支給要件は、6月以上の任用期間があり、週の労働が15.5時間以上、かつ職員と同様の職務をするものと定められており、該当する職員数は約130人の見込みである。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第64号議案 宗像市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

関係法律の条文改正が行われたため、引用する条文を整理する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 65 号議案 宗像市防災会議条例の一部を改正する条例について

宗像市防災会議において宗像市水防計画及び水防に関する重要事項を審議するため、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 地域防災計画と水防計画は水害に関して多くの部分が重複しており、同じ内容のものを別々の機関で審議、策定している状況であった。そのため、防災会議と水防協議会を統合し、新たな防災会議として編成した上で、二つの計画を一括して審議、策定することで、地域防災計画と水防計画の二つの計画の整合性を高め、調和させることにより、より一層効果的で実効性のある災害対策の推進を図るもの。
- 2 法律上で任意設置である現行の水防協議会を廃止し、現行の防災会議に必要な委員をさらに加えて再編成した上で、新たな防災会議として運用する。なお、水防協議会のみに参加していた団体についても、新たな防災会議の委員として組み入れる。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 66 号議案 財産の取得について

公用車を購入するため、物品売買契約を締結するに当たり、宗像市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 取得する財産の種類等
公用車 14 台
- 2 取得価格
4,402 万 5,520 円（うち消費税及び地方消費税相当額 395 万 392 円）
- 3 契約の相手方
福岡市中央区渡辺通四丁目 8 番 28 号
福岡トヨタ自動車株式会社
代表取締役 金子 直幹^{なおき}
- 4 履行期間
議決した旨を通知した日の翌日から令和 6 年 3 月 29 日まで

5 契約の概要

随意契約

6 随意契約の理由

全メーカーのディーラーに調査した結果、履行期間までに納入できる業者がいなかったため、本市と防災協定を結んでいる福岡トヨタ自動車株式会社と協議したところ、納期内の車両の手配が可能となったことから、随意契約とした。

7 その他

購入する自動車はハイブリッド車で、平常時は通常の公用車として使用するほか、屋外イベント等での外部給電車として活用する。災害時は避難所14か所に配備し、避難者のスマートフォンの充電や電化製品の電源として活用する。

【意見】

(賛成意見)

- ・ほかに代替となる自動車がなく、防災のための必要性を重視した購入であることは納得しているが、入札や随意契約の基準を逸脱した契約にならないよう、今後もきちんと明確な基準の下で契約を行ってほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第67号議案 財産の取得について

EVバス及び急速充電器を購入するため、物品売買契約を締結するに当たり、宗像市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1 取得する財産の種類等

EVバス1台及び急速充電器

2 取得価格

4,635万9,500円（うち消費税及び地方消費税相当額 421万4,500円）

3 契約の相手方

北九州市若松区白山一丁目18番7号

株式会社EVモーターズ・ジャパン

代表取締役社長 佐藤 裕之

4 履行期間

議決した旨を通知した日の翌日から令和6年2月22日まで

5 契約の概要

随意契約

6 随意契約の理由

ノンステップバスの認定を受けた小型バスであり、バッテリー容量が80%まで低下し、かつ、エアコンを使用した状態で、ふれあいバスの1日当たりの総走行距離である156キロ

以上を走行可能という仕様を満たす車両を納入可能な事業者が1者に限られるため、随意契約とした。

7 その他

今回導入するEVバスは、車両価格が高く、また急速充電器の整備が必要となるため、ディーゼルバスと比較して2,400万円ほど高価であるが、国土交通省のグリーン化事業の補助金約1,500万円を活用し、差額は約900万円となる。ただし、燃料費が年間約70万円減少し、また、整備コストや車検費用が安価となることが見込まれるため、約6年で差額が埋まると試算している。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

請願第1号 宗像市の小中学校給食費無償化を求める請願

【請願者】

宗像市自由ヶ丘五丁目17番地4
松本 年弘 氏

【請願の趣旨】

子育て世帯への経済的な負担軽減のため、国による給食費無償化を待たずに、市独自の小中学校の給食費の無償化を求めるもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 請願者の意見陳述では、教育費の保護者負担を減らすため、早期に小中学校の学校給食費の無償化を求めること、無償化の実現によって本市をより魅力ある都市にしていくことが請願の目的であり、今回の請願においては1,740筆の署名が集まったことなどが述べられた。
- 2 紹介議員からは、請願書には具体的な開始時期やその方法についてまでは示しておらず、国の無償化実施を待たずして市長にその検討を求めるものであり、その1案として、中学校からの導入など段階的な実施も考えられるとの説明があった。

【意見】

(賛成意見)

- ・給食は子どもたちの教育において非常に重要な立ち位置を占めており、この費用を市民全体で支えることは非常に重要だと考える。全ての子どもたちが平等に健康的な食事を取れる体制づくりは、市の責務である。その一方で財源の問題はあるが、他の実施自治体でもやり方は様々であり、まずは給食費の無償化に一步踏み出すことがこの請願の趣旨であると考えます。
- ・市が独自で、部分的にでも無償化を実施してほしいというのが請願の趣旨であり、財源に関して言えば、市の繰越金、財政調整基金、ふるさと基金などの豊富な財源を生かせば何十年も実施できると考える。給食費無償化は、国が責任を持って実施すべき政策でありながら、政策としての有効性、合理性、効率性の高さから多くの自治体で独自に行われている。本市を支えて定住してくれる子育て世代に対し、このような政策をしっかりと行っていくべきである。

(反対意見)

- ・学校給食費無償化により、市は約5億円の食材費を毎年負担することになり、将来の食材費の高騰などに対応し切れなくなるおそれや、効率化を図るあまり、食の品質や安全が脅かされることも考えられる。国による給食費無償化制度の施行を待ち、そこで、有機食材などを取り入れた安全で豊かな給食にしていくべきである。
- ・子育て世代に対する支援の拡充について共感しているが、学校給食法第11条の趣旨による受益者負担の法則に基づき、食材費相当分については保護者負担が適切であると考え。限られた財源の中で、学校給食費無償化という単体ではなく、総合的にバランスの取れた子育て支援策を講じることで、住みたい魅力あるまちづくりを進めることを提案する。
- ・安定した財政基盤の上こそ本市の未来があると考え。財源確保について根拠が明確に提示されておらず、国の無償化の実現の可能性の見通しもまだ不明確な状況で、市単独の予算を投入し続けるのは困難である。学校給食費無償化は、国が考えるべき政策であり、私たちが考えなければならないことは、地産地消をはじめとした安心安全な質の高い学校給食を提供しつつ、子どもたちに毎日の食事に感謝の気持ち等を育ませることだと考える。

【審査結果】

委員会は、賛成少数で不採択とした。